

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 小牧市立陶保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 松野 麻香	定員（利用人数）： 100名（77名）
所在地： 愛知県小牧市大字上末字稲葉台1番地	
TEL： (0568) 79-2323	
ホームページ：	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日： 昭和36年 6月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 小牧市	
職員数	常勤職員： 10名 非常勤職員： 14名
専門職員	（園長） 1名 （調理員） 2名
	（主任） 1名 （用務員） 1名
	（保育士） 19名
施設・設備の概要	（居室数） 5室 （設備等） 保育室・遊戯室・調理室
	職員室・医務室・乳児室・トイレ
	園庭

③理念・基本方針

★理念

・法人

保育を必要とする乳幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図る

・施設・事業所

【目指す子ども像】

豊かな心でよく遊べる子ども

★基本方針

『自分を出してのびのびと遊べる陶保育園』

・遊びに集中できる環境作りから人と関わる根っこを育てる。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・子どもの「やってみたい!」という気持ちを大切に、戸外や室内の好きな場所で主体的に遊ぶことができるように環境や援助を考えている。
- ・身近な自然との触れ合いを生かし、園の裏山からやって来る様々な昆虫を捕まえて世話をしたり、観察して疑問に思ったことを調べたりできるようにしている。秋の園庭では、色とりどりの落ち葉や数種類のどんぐりやくりが採れ、数を数えたり、大きさを比べたり、ままごとに使うなど触れ合って遊べるようにしている。
- ・子ども達が楽しく遊んでいる様子を、見える化して保護者に伝えている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 3年 5月31日(契約日) ~ 令和 4年 2月22日(評価確定日) 【令和 3年10月27日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆外部から評価される園の取組み

園長の強い思いである「子ども一人ひとりが自分らしく、のびのびと育ててほしい」の実現に向け、職員一丸の取組みを行っている。子どもを通して保護者にまで園長の思いが伝わり、保護者アンケートの自由記述欄(園の特徴)には、「のびのび」の語句が数多くみられる。子どもの「のびのび」は、小学校入学後も不変である。子どもの就学先の小学校からも、園の「自主性を育む保育」を高く評価する声が届いている。

◆保護者の応援

コロナ禍により、園行事が中止や縮小気味である。園が目指す子ども像として「豊かな心で良く遊ぶ子ども」を挙げている。人との関わりを支え、育てる為にも、様々な経験が出来る機会を持つことは有意義である。安全性を十分に確認し、運動会や地域交流を工夫して開催している。保護者アンケートでは感謝の声や応援の声が多く寄せられ、保護者との関係は良好である。コロナ下であって、保護者の応援は頼もしい。

◆保育の「見える可」

職員全員が持つ「保育ポケットブック」の中に保護者とのコミュニケーションのノウハウが記載されており、保護者との関係を重視して支援している。3～5歳は運動会を分散して実施し、保護者はこれまで以上に子どもの成長を観察することができた。1～2歳は運動会がないが、保育参加として保育室内で普段の様子を観察した。保育の「見える可」により、園(園長、職員)と保護者との距離は縮まっている。

◇改善を求められる点

◆マニュアルの整備

昨年度の他園での第三者評価の結果(改善を求められる点)を受け、市の園長会で改善策を検討している。その一つが「ボランティア受入れマニュアル」の作成である。まだ完成していないが、個人情報やプライバシーに関する条項が盛り込まれるため、市の幼児教育・保育課とも連携して取り組んでいる。ボランティアの受入れに限らず、未整備のマニュアルの洗い出しが望まれる。

◆リーフレットの活用

保育所選択に必要な情報や資料はインターネットで手に入るが、園のリーフレットが公的な場所に置かれていない。「園庭解放」の際にはリーフレットを活用し、未就園児の保護者に説明しているが、リーフレットには理念や基本方針、園が目指す目標等を記載し、保育所の選択に必要な情報を幅広く提供することが望ましい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

全職員で自己評価について検討を行い、内容を確認し合う事で共通理解や保育の質の向上につながりました。訪問調査においても、丁寧に話を聞いてくださり、園における課題や改善点についてどうすべきかを具体的にご指導いただき職員間で共有することができました。

また、保護者の方からは、あたたかいご意見やお言葉をたくさんいただきました。その中にもあったご指摘や要望等にも真摯に受け止め、応えていけるよう今後も職員一丸となって取り組んでいきたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-（１）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① ・ b ・ c
<コメント> 春の保育参観や保護者会の総会がコロナ禍によって中止となり、園長が保護者に対して直接対面形式で話をする機会が減っている。しかし、少ない機会を捉えて園の理念や方針を丁寧に説明し、多くの保護者から理解を得ている。掲示板を活用し、園の様子や今後の方向性を示す工夫もしている。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に対応している。		
Ⅰ-2-（１）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① ・ b ・ c
<コメント> 毎月市の園長会が開催されており、市の幼児教育・保育課から園運営に必要な情報が提供される。副園長・主任会への参加を通して、様々な情報が収集されている。特別な配慮を必要とする子どもに対し、加配保育士を配置している。市の「子ども・子育て支援事業計画」や「小牧市まちづくり推進計画」に沿った園運営を行っている。		
Ⅰ-2-（１）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ② ・ c
<コメント> 年間5日間の法定有給休暇の全員消化等、働き方改革に沿って職員にとっての働きやすい職場づくりを目指している。しかし職員不足の感は否めず、園長をはじめ一部職員については有給休暇の消化が進んでいない。職員全員が集まる機会が少なく、会議や打ち合わせの結果を画面で回覧しているが、職員個々の理解度に差異が生じ、保護者が苦言を呈する事例も出ている。		

Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
Ⅰ-3-（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-（１）-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ③ ・ c
<コメント> 「小牧市まちづくり推進計画」や「第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画」（令和2～6年度）を意識した園の中・長期計画を策定している。しかし、具体的な到達点等が明確になっておらず、園長の目指す「自分らしくのびのびとした子ども」を育てる具体的なビジョンが見えてこない。		
Ⅰ-3-（１）-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ④ ・ c
<コメント> 事業計画としての「保育園経営案」が詳細に策定されているが、その活動を総括する報告書が作成されていない。「保育園経営案」には「園の重点目標」として5点の活動目標が掲げられている。その活動目標に数値目標や具体的な到達点を明示し、1年間に取り組んだ結果を報告書の形で示すことが望ましい。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 毎月の職員会議を有効に活用し、行事計画中心の評価や振り返りを行っている。しかし、事業計画（保育園経営案）の5点の重点目標の中に明確な数値目標や具体的な到達点が設定されていないことから、期中での進捗評価が曖昧なものとなっている。園運営（事業計画）への職員の参画意識を高めるためにも、事業計画の在り方自体を再考されたい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 昨年度、今年度と、コロナ禍によって園と保護者とのコミュニケーションの機会が半減し、朝夕の送迎時の会話が主となっている。園長が直接保護者に語り掛ける機会も減り、掲示物や配付物等の文字媒体に頼らざるを得ない状況である。保護者アンケートから見ても、「事業計画の保護者周知」は「理念・方針の保護者周知」と比較して大きく数値を下げている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 職員が「自己評価チェックリスト365」を使って自己評価を行い、その結果を集計・分析して園としての課題を導き出そうとしている。「子ども一人ひとりが自分らしく、のびのびと育ってほしい」との園長の思いを職員が理解し、保育の現場で実践している。それは保護者にまで浸透し、保護者アンケートの自由記述（園の特徴）に、「のびのび」の語句がふんだんに登場する。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 職員個々に「保育年間目標」を設定し、中間の進捗評価や期末の最終評価を行っている。職員の個人レベルでの改善活動としては評価に値するが、園全体での組織的な改善活動としては希薄である。園として取り組むべき課題（「保育園経営案」に掲げる5点の重点目標等）に対し、責任者（誰が？）、期限（いつまでに？）、実施方法（何をやる？）を明確にして取り組むことが望ましい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ ㉑ ・ c	
<コメント> 園長の思いである「子ども一人ひとりが自分らしく、のびのびと育ってほしい」が職員間に浸透し、理解した職員によって保育が実践され、子どもの姿を見た保護者にまで通じている。さらに、子どもの就学先の小学校も、園の「自主性を育む保育」を評価する声がある。課題は、園長不在時の有事の際の権限委任先が明示されていないことである。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ㉑ ・ c	
<コメント> 園長の役割りや責任については、「保育園経営案」の中の「運営機構及び職務分担」で明確になっている。しかし、法的根拠ともなる「運営規程」が園に備え付けられていない。「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」、条例（「小牧市特定教育・保育施設及び…基準を定める条例」）で定める条項を盛り込んだ「運営規程」を園に備え付けることが求められる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	㉑ ・ b ・ c	
<コメント> 「ほいくポケットブック」を読み合わせる等の勉強会を行い、標準的な均一性のとれた保育を実践している。コロナ禍によって、昨年度は多くの園行事や活動が中止となった。年長児のプール遊びもその一つであるが、今年度は「密を避ける」や「分散する」等の工夫を凝らして実施することができた。「子どものやりたいことを、やりたい時にやらせる」保育は、外部（就学先の小学校）からも評価されている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	㉑ ・ b ・ c	
<コメント> 職員不足の感がある中、新型コロナウイルスの感染防止への対応で、さらに職員負担が増している。人事管理体制の課題は園だけで解決することは難しく、市の幼児教育・保育課に実情を伝えている。行事の準備で思うように休めなかったり、ワクチン接種の副反応で休まざるを得なかったりと、様々な難関が現れるが、強い思いを持った園長が職員をまとめ上げ、職員一丸の体制を築いている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果			
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ b ・ c	
<コメント> 正規職員、会計年度任用職員共に、採用関係はすべて市の担当課（人事課、幼児教育・保育課）が主管し、園からは実情報告と必要人材の要求を行っている。優秀な保育人材を市レベルで確保するため、園長会を通して「採用試験の前倒し」を要求していたが、今年度から要求通りに改善された。職員の満足度は高く、雇用は安定している。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ b ・ c	
<コメント> 公立園であり、市の定める年功序列のキャリアパスに昇級試験制度を組み合わせ運用が図られている。「保育年間目標」を使って目標管理の仕組みを運用しているが、人事考課の「人事評価シート」や「人事評価結果表」との連動が見られない。キャリアパスと人事考課制度、目標管理制度の3要素を連動させる人事管理の仕組みの構築を期待したい。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 園長、主任はじめ職員が協力し、業務や勤務シフトの調整をしながら職員不足を補っている。職員間のチームワークも良く、職員にとっての働きやすい職場環境が整っている。子育てや介護のために時間が必要な職員には、ワーク・ライフ・バランスに配慮した柔軟な勤務体制をとり、親の介護のために5時間勤務を3時間勤務に変更した職員もいる。			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 「自己評価チェックリスト365」の実施があり、さらに職員個々に「保育年間目標」を使って目標管理を行っている。個人目標と園の目標との相関性は見られるが、チェックリストの分析から個人目標を導き出してはいない。チェックリストの分析から職員個々の強みや弱点を抽出し、「強みを伸ばす」のか、「弱点を克服する」のかの方針を定めて目標を設定することが望ましい。			
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 市の園長会の研修部会が主導して、専門別研修と階層別研修とに分けた「職員研修計画」（市主催）を作成している。園内研修として、今年度は「自分を出してのびのび遊べる陶保育園の子ども達」をテーマとして取り組んでいる。外部研修の履修後には口頭報告と報告書（「研修の学び」）が提出されているが、研修が報告書の提出で完結し、研修効果の測定・検証が実施されていない。			
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 勤務シフトを調整した上で、市が作成した「職員研修計画」に受講する職員の氏名を記入し、職員が必要な研修に参加している。正規職員と会計年度任用職員とでは研修参加の機会に差異があり、意識や知識、技術の格差に繋がりがかねない。会計年度任用職員をも含めた園内研修を計画し、格差是正を図ることが望ましい。			
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ コロナ下ではあるが、今年度は3名の保育実習生を受け入れている。「実習生マニュアル」には、実習生を受け入れることの本来的な意義・目的が示されておらず、実習終了時の反省会での評価が曖昧になっている。反省会では、実習生本人に対する評価に留まらず、実習全体の評価に言及することが求められる。			

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉑ ・ c	
＜コメント＞ 公立園であることから、定期的に行政監査や指導が行われ、運営に関する一定の透明性は確保されている。園運営の透明性を測る大きな要素として、苦情情報の公表があるが、市や園において苦情の公表や公開の重要性が認識されていない。公表・公開の仕組みをマニュアルに明記し、より透明性の高い園運営を担保されたい。			
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉑ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 園における現金収受の例は少なく、保護者や職員からの給食に関する費用の入金が主たるものである。即日入金が原則となっており、現金を受領すると直ちに園長が金融機関に出向いて入金している。現金出納の管理責任者は園長であり、主任が確認者としてダブルチェックを行っており、十分な内部牽制が働いている。			

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 「全体的な計画」の中に、地域との交流・連携の基本的な考え方を記載している。コロナ禍で地域行事はほとんどが中止となっているが、コロナ下でも交流が可能な方法を考えている。地域の果樹農家から、毎年大量の葡萄や桃がプレゼントされる。果物籠を返しに行くときに、子どもがお礼の手紙を添えている。交流のある高齢者施設から手作りの飾りが届き、玄関先に掲示している。			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 昨年度の他園での第三者評価の結果（改善を求められる点）を受け、市の園長会で改善策を検討している。その一つが「ボランティア受入れマニュアル」の作成である。まだ完成していないが、個人情報やプライバシーに関する条項が盛り込まれるため、市の幼児教育・保育課とも連携して取り組んでいる。コロナ禍によって、今年度のボランティアの受入れは行っていない。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 地域の社会資源リストとして、市が作成した「子育て支援ガイドブック」を活用している。ほぼ2年間地域行事は行われていないが、年度初めには園長が自治会に挨拶に回り、相互の協力関係を揺るぎのないものとしている。子どもが就学する小学校でも「自主性豊かな子ども」との評価があり、園のこれまでの保育実践の成果として認められている。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ コロナ禍によって、地域の福祉ニーズを把握するための活動はほとんど実施できていない。園のエリア内に集合住宅が増えてきたことから、今後外国籍の子どもが増加することを予測している。また、地域に大企業の工場があることから、保護者の通勤時の送迎も増加すると見込んでいる。			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ コロナの感染状況を考慮して、園庭開放の中止や再開を繰り返している。園庭開放を実施した時には、訪れた未就園児の母親の子育て相談にも乗っている。緊急一時保育の実施園であるが、保護者のリフレッシュやレスパイトは対象となっていないため、実施している民間園を紹介している。AEDが設置されていることから、地域に対して積極的に広報することが望まれる。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> 子どもを尊重する基本姿勢が、園のリーフレットや「入園のしおり」の他、全職員が持つ「ポケットブック」にも記載され、事務室や玄関への掲示もある。外国籍の保護者には、希望すれば「園便り」をポルトガル語に翻訳するサービスがあり、ポルトガル語の通訳を依頼することもできる。会議録は残されているが、勉強会や研修で職員意識を高めた記録も残すことが望ましい。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> 虐待防止等の権利擁護に関する規程やマニュアルは整備されているが、子どものプライバシー保護についての規程やマニュアル等がなく、職員理解が不十分である。プール時期にはブルーシートで覆って外からの視線を遮り、衣服の着替えや身体測定時は衝立等で目隠しをしている。保護者には、「入園のしおり」にてプライバシー保護の考え方を説明している。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> 保育所選択に必要な情報・資料はインターネットで手に入るが、公的な場所には置かれていない。園の見学は申込制で、リーフレットを渡して園長か主任が案内している。園庭解放時にも情報提供されていたが、現在はコロナ禍によって中止されている。保育所選択に必要な情報を幅広く提供できるよう、公的な場所へのリーフレット等の設置を検討されたい。			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	㉠ ・ b ・ c	
<コメント> 保育内容が「入園のしおり」に記載され、保護者には入園式で説明して同意書を得ている。保護者理解を助けるため、市の担当課が園の配付資料をポルトガル語に翻訳したり、行事には通訳が来園する等の取組みがある。保護者説明には、パワーポイントや実物を用いる等の工夫をしている。特に配慮を必要とする保護者には、担任が問題を抱え込まずに主任や園長に相談する流れがある。			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> 市内の公立園に転園する場合は、アセスメント、成長の記録等全て原本を次の園に渡すこととなっている。しかし、民間園や市外転園に関しては継続性はなく保育終了となる。保育終了後の相談担当者や窓口が記載された資料はない。転園先が民間・市外であっても、公立園と同様の引継ぎの資料を渡すことが望ましい。利用終了後の相談方法や窓口等についての案内文書の作成が期待される。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> コロナ下ではあるが、懇談会を開催し、また送迎時の会話等からも子どもや保護者の満足度を把握している。アンケートは平成30年度までは実施していたが、市の方針で現在は行っていない。保護者会では園長が保育運営に関する説明を行い、園行事等への理解や協力を求めている。子どもや保護者の満足度を把握する手段として、アンケートの再開が望まれる。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 苦情解決の体制を整備し、事務室にも掲示している。苦情が1件あり、受付と解決を図った記録が残されている。園に対する苦情が市まで届くが、対応策を講じて保護者にフィードバックしている。苦情になる前の意見に対する対応方法を検討することが望まれる。苦情解決体制の、職員や保護者への周知に課題を残す。			
	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	㉓ ・ b ・ c
<コメント> 「入園のしおり」には、保護者が相談したい時や意見を述べたい時に、相談する相手を自由に選ぶことが出来ること等が記載されている。日々送迎時に保護者に気軽に声掛けし、相談しやすい雰囲気づくりに心掛けている。保護者から相談の要望があれば、ブラインドを降ろして事務所で話したり、子どもが帰った後の保育室で個別に対応したりしている。			
	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 意見箱は設置されていない。保護者からの相談や意見を積極的に受け止めるため、園長、主任が時間の許す限り、登降園時には門やテラスに立って保護者対応をしている。しかし、保護者から意見・要望等を受けた場合の記録や報告の手順を定めたマニュアルが整備されていない。保護者意見等を保育の質の向上に役立てた取り組みの内容についても、記録に残すことが望ましい。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> マネジメントに関する委員会はないが、責任者は園長である。事故発生時の対応責任や手順は明確にされているが、職員周知に欠ける。園で収集したヒヤリハットの事例は少ないが、市内公立全園で収集した事例を園長会議に持ち寄り、原因分析等に取り組んでいる。職員による遊具点検が毎日行われ、業者点検は年4回である。「防犯訓練記録」、「事故報告記録」等の記録を残している。			
	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 感染症の予防・発生時の対応マニュアルは整備されている。新型コロナウイルス感染症に関しては、国や県、市のレベルで別ファイルで管理している。既にマニュアル化されている部分もあり、「感染症マニュアル」に追加することが望ましい。「感染症マニュアル」の定期的な見直しは、市の園長会議で行っている。保護者への情報提供として、「保健便り」が発行されている。			
	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 災害時の対応策は整備されている。子どもや職員等の安否確認は、市からの一斉配信で行われる。保育の継続性の対策として、市からメールが入ると職員全員が出勤態勢となる。引き渡し訓練が行われ記録も残っている。備蓄リストには食料のみの記述があり、医薬品等は管理対象外である。それらをリストに追加し、補充や点検の記録を残すことが望ましい。			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 標準的な実施方法は、職員が1冊ずつ持つ「ほいくポケットブック」や「素敵な保育士を目指して」等に盛り込まれ、新任時に研修が行われている。それ以降は学ぶ機会がなく、職員の共通理解が図られていない。また、標準的な実施方法に基づいて保育を実施しているか否かを確認する仕組みがなく、保育の標準化や均一性が担保されていない。マニュアルを使用しての研修が急務である。			

	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉔ ・ c
＜コメント＞ 標準的な実施方法が記載された冊子（ポケットブック）の作成や見直し等は、市の園長会議で行われている。指導計画の内容は職員会議で定期的に見直し、必要に応じて実践に活かしている。職員会議では保護者からの意見や提案も指導計画に取り入れているが、PDCAサイクルを活用して標準の実施方法に反映させることも必要である。			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉑ ・ b ・ c
＜コメント＞ 入園前に保護者が記入したアセスメント用紙は、個別の指導計画と共に一冊のファイルに綴られている。園外の保健センター等と協議することもあり、相互の情報を共有している。個別指導計画、クラスの指導計画も作成され、双方の関連も考慮に入れている。特に3歳以上児の指導計画では、月案・2週間分週案を作成し、現任研修とも関連付けて細かく記入している。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
＜コメント＞ 指導計画の見直しは、市の主任会議で行っている。主に様式や記入の仕方の検討であり、会議録はあるが1年の計画はない。園においても、評価・見直しから実施方法に反映した事項、ニーズに対する課題等が明確になっていない。新型コロナウイルス感染症によって急遽変更を余儀なくされた取組みも多いが、それらは市からの指示に従って方針を決定している。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉑ ・ b ・ c
＜コメント＞ 保育の記録や「クラス便り」等の配付物について、記載内容の不足や書き方の不備等が無いが、発信する前に主任が目を通している。子どもの出欠確認はコンピュータで管理され、職員間で情報共有が出来る仕組みがある。導入から日は浅いが、ETケアを取り入れたことによって記録の管理がペーパーベースからデータベースへと変更になり、業務の効率化が期待されている。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉔ ・ c
＜コメント＞ 「個人情報保護規程」が整備され、子どもの記録の保管・保存・廃棄等が市の規程に沿って適切に実施されている。個人情報保護の観点から職員研修が行われ、職員は個人情報の重要性を理解し規程を遵守している。しかし、職員研修の記録が残されていない。個人情報の漏洩防止のためのルールはあるが、書き損じの資料やカメラなどの持ち出し管理は曖昧さが残っている。			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
＜コメント＞ 「全体的な計画」は市の主任会議で作成し、年度初めに各園で園の方針や目標、地域の実態等に合わせて追記し、職員間で共有している。「全体的な計画」は主任会議で定期的に評価し、次の計画作成に役立てている。当園においても、実態に合った生の声を計画に反映させることで、地域の実態に合った計画となっている。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ② ・ c
＜コメント＞ 今年度は暑さ対策・コロナ対策として、室内の消毒や温・湿度計を見ながら熱中症対策等を行った。園庭の気温が高くなると赤旗を立て、子どもたちに部屋に入るよう促した。施設が古く、手洗い場がテラスのひさしから出ている為、雨の日は濡れてしまう。ビーチパラソルでしのいでいるが、子どもの生活の場として、また生活習慣の自立の為に、環境の整備が望まれる。			
	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
＜コメント＞ コロナ禍の為、保育室の見学はしなかったが、訪問調査中に職員の急かす言葉や制止させる言葉等は聞こえてこなかった。子どもやクラスの様子を伝え合う会議を持ち、情報を共有して一人ひとりの気持ちを受け止めたり落ち着くまで待ったりしている。「時として難しいこともある」と、職員の正直な声もあるが、帰り際に会った子どもたちは一様に穏やかな表情をしていた。			
	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
＜コメント＞ 個人差が大きい年齢であり、基本的な生活習慣を身に付けていく為には保護者との情報交換が必要不可欠である。子どもの将来の自立にも必要であり、保護者にも実行可能なことを写真やイラストで知らせたり、職員が手本となるように心掛けている。おむつが取れるのが遅くなり、保護者の意識も薄い個人差として援助している。			
	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
＜コメント＞ 園の目指す子ども像として、「豊かな心で良く遊ぶ子ども」とある。人と関わる根っこを支え、育てるための様々な経験を援助している。地域との関わりが地域交流事業として予算化され、夏のコンサートや運動会、人形劇を見たり老人福祉施設に訪問している。社会体験としてバスでプラネタリウムに出かけ、園とは違うトイレや手洗いを経験し、社会性を身に付ける機会としている。			
	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
＜コメント＞ 非該当			
	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
＜コメント＞ 1・2歳児クラスは複数担任で、職員間の連携は職員が交代する時に口頭で行っている。子ども同士の「噛みつき」や「ひっかき」はあるが、発達上現われる現象であることを保護者に話し、理解を得ている。口唇期、コロナ下でもあり、玩具の消毒を午睡中や子どもたちが帰ってから行って清潔を保持している。さらに毎週土曜日には、時間をかけて丁寧に行っている。			

	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 発達に合った指導計画を基に、遊びや活動に職員が適切に関わってきたが、コロナ禍により園の行事の多くは中止となっている。地域や就学先の小学校には、協同的な活動としての運動会や発表会等への来賓としての参加案内を送付している。この呼びかけについて、子どもが参加して伝える方法を工夫されたい。			
	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 合理的配慮の一例として、蛇口はレバー式で年齢の低い子どもでも開閉が容易である。障害のある子どもには個別指導計画を作成し、クラス指導計画と関連付けた統合保育を行っている。職員は、障害の知識や理解を深めるために専門機関と連携し、助言を得ている。保護者とは連絡ノートで連携を図っているが、他の保護者にも障害のある子どもの保育の情報を伝えることが望ましい。			
	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 長時間保育に関し、保育の連続性に配慮した指導計画は作成されていない。職員間の引継ぎは連絡ノートや口頭で行っているが、担任とのコミュニケーションの不足もあって保護者対応が十分とは言い難い状況である。保護者アンケートでも指摘があり、検討・改善の余地がある。保育時間は18時30分までであるが、おやつは提供していない。			
	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> コロナ禍により、小学校との交流・連携は中止している。以前は小学校の入学説明会に親子で参加し、保護者は説明を聞き、子どもは小学生とゲームや遊びを共にする取組みがあった。幼保小の関係者の連絡会議があり、小学校の教師とグループ討議をしている。しかし、そこでは、「幼児期の終わりまでに育てたい姿10」が話題として挙がっていない。			
A-1-(3) 健康管理			
	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 子どもの「健康管理マニュアル」があり、保健に関する計画も作成されている。子どもの体調悪化や怪我等にも適切に対応しており、事後の確認も行っている。職員はSIDS（乳幼児突然死症候群）に関する知識を熟知し、チェック表も有効に活用されている。保護者には、入園時にSIDSに関する情報を提供している。			
	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 「健康診断結果記録」は漏れなく記録されている。歯科健診の結果の記入は、看護師が常駐していない為主任が記入している。結果を職員と保護者とが共有し、子どもの健康に対する取組みとして歯磨き指導や食生活指導に反映させている。保護者への連絡は、個別に結果用紙を配付して周知している。			
	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> アレルギー児対応は、医師の指示の下に除去する食材を把握している。食器類や席等にも配慮し、配膳までに何度も呼応して確認している。職員は研修等により必要な知識や情報を得ており、技術はエビペンまで習得している。「緊急対応マニュアル」は整備されているが、食べながらの登園等ないような働きかけや、除去なしで全園児が同じ献立で食べられる取組みにも期待したい。			

A-1-（４） 食育、食の安全			
	A-1-（４）-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 食育計画が作成され、指導計画も作成されている。個人差や食欲に応じて、お代わりが出来る配慮がされている。畑で収穫した野菜を調理して食べたり、子どもが食に関心を深めるために家庭と連携して試食会を計画したりしている。試食会では、保護者が給食を食べ、子どもは各家庭から弁当持参の取組みをしている。保護者から食に関する相談はあるが、記録には残していない。			
	A-1-（４）-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 検食は園長が行っている。地域文化の食材としては名古屋コーチンや桃があり、季節感のある献立に配慮している。保護者アンケートでは、サンプル展示に関して98パーセントの保護者が肯定し、「子どもと一緒に美味しかった」ことや「お代わりした」こと等が寄せられた。「衛生管理マニュアル」、「食中毒発生時対応マニュアル」に沿って、安心・安全な食事提供に努めている。			

A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2-（１） 家庭と綿密な連携			
	A-2-（１）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 3歳未満児は「連絡ノート」があり、家庭との連携に効果を挙げている。3歳以上児は登降園時に口頭でコミュニケーションを図り、掲示板でも情報を提供している。保護者の期待に応え、コロナ禍ではあるが運動会、発表会等の行事は工夫して行っている。記録に残す基準としては、外部の人が関わった時に記録を残すとしているが、明文化されることが望まれる。			
A-2-（２） 保護者の支援			
	A-2-（２）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 「保育ポケットブック」の中に保護者とのコミュニケーションのノウハウが記載されており、保護者との関係を重視して支援している。3～5歳は運動会を分散して実施し、保護者はこれまでに以上に子どもの成長を観察することができた。1～2歳は運動会がないが、保育参加として保育室内で普段の様子を観察した。心理カウンセラーの巡回が、年に2回計画されている。			
	A-2-（２）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 現在家庭での虐待等の権利侵害を疑われるケースはないが、児童相談所が作成した「早期発見かんたんマニュアル」に沿い、日頃から子どもや保護者の様子を注視している。かんたんマニュアルや「これって虐待？」（全国保育士会編）をテキストとして園内勉強会も開催されている。			

A-3 保育の質の向上

			第三者評価結果
A-3-（１） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
	A-3-（1）-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 「自己評価チェックリスト365」を使って全職員が自己評価を行っている。職員個々の振り返りとするだけでなく、結果を分析して園の課題を抽出し、今後の改善活動の道筋を見つけようとしている。職員会議等を活用し、職員一人ひとりの意識の格差の是正にも取り組んでいる。			